

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【四半期会計期間】 第58期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 ミナトエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 MINATO ELECTRONICS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山健彦

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 門井 豊

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 門井 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期累計期間	第58期 第3四半期累計期間	第57期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (千円)	1,034,193	918,475	1,316,430
経常利益又は経常損失() (千円)	887	40,293	6,451
四半期(当期)純損失() (千円)	12,323	47,037	234,466
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	1,335,692	1,440,776	1,370,792
発行済株式総数 (株)	16,563,152	20,455,152	17,863,152
純資産額 (千円)	842,276	793,191	697,372
総資産額 (千円)	2,015,996	1,822,202	1,703,207
1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	0.74	2.55	14.07
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	41.8	43.4	40.9

回次	第57期 第3四半期会計期間	第58期 第3四半期会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	1.45	0.54

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、第58期第3四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
 4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第57期第3四半期累計期間、第57期は1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 5. 技術部門で発生する人件費及び経費については、従来、製造費用として仕掛品、製品及び売上原価に配賦していましたが、第58期第1四半期会計期間より、製造費用と認められるものを除き、販売費及び一般管理費として計上する方法へ変更したため、第57期第3四半期累計期間、第57期第3四半期会計期間及び第57期の関連する主要な経営指標等について遡及処理後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は第1四半期会計期間より、会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で前四半期累計期間及び前事業年度末との比較を行っております。詳細は「会計方針の変更」をご覧ください。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府によるデフレ脱却に向けた経済政策や金融緩和策などにより、円高の是正や株価の上昇といった景気回復の動きがみられました。一方で世界経済については明るい兆しが出てきているものの、米国の金融緩和縮小や新興国経済の先行き不透明感など楽観視できない状況にあります。当社の主要取引先であります電子機器メーカーにおきましても、国際競争の激化など依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社におきましては、海外拠点の新規開設といった積極的な営業活動と外注先の再評価や在庫管理の強化など生産体制を徹底的に見直したコスト削減に努めたものの、販売状況は厳しいうちに推移いたしました。

以上の結果、当期の四半期毎の売上高は増収傾向で推移しましたが、当第3四半期累計期間における当社の売上高は、918百万円と前年同四半期と比べ115百万円(11.2%)の減収になりました。営業損益につきましても、売上原価の削減、固定費の圧縮などの効果があり、当年度第2四半期累計期間と比べ損失額を縮小しましたが、売上高の減収による売上総利益の減益の影響により、営業損失26百万円と前年同四半期と比べ36百万円(前年同四半期営業利益10百万円)の減益になりました。経常損益につきましても、営業外費用に株式交付費を計上したことなどにより経常損失40百万円(前年同四半期経常損失0.8百万円)となり、四半期純損益につきましても、役員退職功労金を計上したことにより、四半期純損失47百万円(前年同四半期純損失12百万円)となりました。

なお当社は、平成25年10月23日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を実施しており、本増資資金を活用し、太陽光発電事業への新規参入と既存事業強化を目指しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・ デバイス関連

当セグメントの主力であるデバイスプログラマ製品の主要顧客であります電子機器メーカー（スマートフォン、デジタルカメラ、液晶テレビ等）の関連企業が、長引く不況の影響を受け設備投資を手控えたため、当第3四半期累計期間の売上高は当初計画を下回り368百万円と、前年同四半期と比べ114百万円（23.8%）の減収となりました。セグメント利益（営業利益）は、コスト削減効果もありましたが68百万円と前年同四半期と比べ51百万円（43.0%）の減益となりました。しかしながら当第4四半期会計期間（平成26年1月1日～平成26年3月31日）に向けて、車載メーカー及び設備機器メーカーの関連企業からオートハンドラ（自動プログラミングシステム）の大型受注を既に獲得しております。また、アミューズメント関連企業からは特注プログラマの大型受注も確定しており、受注状況は拡大基調のうちに推移いたしました。

・ タッチパネル関連

当セグメントの主力製品のうち、アミューズメント機器向け中型タッチパネルと、大型タッチパネルにおいては、販売台数も好調なうちに推移し、前第3四半期累計期間の売上を上回る実績となりました。一方でATM用中型タッチパネルの売上は、前年同四半期に比べ下回る実績となりました。この結果、当セグメントの売上高は549百万円と前年同四半期と比べ0.8百万円（0.2%）の減収となりました。セグメント利益（営業利益）は、コスト削減効果もありましたが49百万円と前年同四半期と比べ15百万円（23.4%）の減益となりました。なお、アミューズメント機器向け中型タッチパネルは、既に前年第4四半期累計期間を上回る受注を確保しており、ATM用中型タッチパネルにつきましても、当第4四半期会計期間（平成26年1月1日～平成26年3月31日）においては前年同四半期と同水準の受注が見込まれるなど、堅調に推移しております。

（2）財政状態の分析

（資産）

流動資産は、前事業年度末に比べて18.0%増加し、973百万円となりました。これは、製品が13百万円減少しましたが、受取手形及び売掛金が94百万円、現金及び預金が54百万円、仕掛品が27百万円それぞれ増加したことなどによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて3.3%減少し、848百万円となりました。これは、投資その他の資産が26百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、総資産は前事業年度末に比べて7.0%増加し、1,822百万円となりました。

（負債）

流動負債は、前事業年度末に比べて2.3%増加し、794百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が23百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて2.3%増加し、234百万円となりました。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べて2.3%増加し、1,029百万円となりました。

（純資産）

純資産合計は、前事業年度末に比べて13.7%増加し、793百万円となりました。これは、当第3四半期累計期間の四半期純損失が47百万円でありましたが、第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ69百万円増加したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は5百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第3四半期累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前事業年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,455,152	20,455,152	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1,000株で あります。
計	20,455,152	20,455,152		

(注) 提出日現在発行数には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年10月23日
新株予約権の数(個)	1,052 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,052,000 (注) 1 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	57 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月9日 至 平成28年11月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 59.009 (注) 4 資本組入額 29.5045
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。)は、1,000株であります。

2. (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,052,000株とします。但し、下記第(2)号及至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。
- (2) 当社が下記(注)3の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されます。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は下記(注)3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記(注)3第(2)号及び(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、下記(注)3第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。
3. (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交

換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用します。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用します。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付します。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第二位まで算出し、小数第二位を四捨五入します。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含めないものとします。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行います。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用

開始日その他必要な事項を書面で通知します。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います。

4. 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、新株予約権の行使により発行される株式の数で除した額とします。また、資本組入額は、会社法計算書類規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
5. 本新株予約権は、本新株予約権を引受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく、平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき発行しております。なお、本新株予約権の発行と引換えに払い込まれた金銭は、本新株予約権1個あたり2,009円であります。
6. (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,009円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,009円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。
- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日(終値のない日を除く)にかかる終値単純平均が、行使価額を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権の行使請求をすることを本新株予約権者に請求することができます。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年11月8日(注)	2,592,000	20,455,152	69,984	1,440,776	69,984	196,345

(注) 第三者割当 発行価格54円 資本組入額27円

割当先 フィンテック投資事業有限責任組合第18号 若山健彦氏

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式17,833,000	17,833	
単元未満株式	普通株式 22,152		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	17,863,152		
総株主の議決権		17,833	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権数1個が含まれております。
 2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式636株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ミナトエレクトロニクス 株式会社	神奈川県横浜市都筑区 南山田町4105番地	8,000		8,000	0.04
計		8,000		8,000	0.04

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		吉本明弘	平成25年12月11日

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	268,613	323,539
受取手形及び売掛金	334,331	428,729
製品	66,662	53,357
仕掛品	45,859	73,368
原材料及び貯蔵品	92,950	87,090
その他	17,292	7,863
流動資産合計	825,709	973,948
固定資産		
有形固定資産		
土地	635,450	635,450
その他	1,256,307	1,266,497
減価償却累計額	1,117,343	1,132,115
有形固定資産合計	774,413	769,832
無形固定資産	8,488	10,441
投資その他の資産		
その他	140,564	113,123
貸倒引当金	45,968	45,144
投資その他の資産合計	94,596	67,979
固定資産合計	877,498	848,253
資産合計	1,703,207	1,822,202
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	163,275	187,154
短期借入金	548,134	544,801
1年内返済予定の長期借入金	21,600	21,600
未払法人税等	7,940	4,831
製品保証引当金	900	1,200
その他	34,620	34,817
流動負債合計	776,470	794,404
固定負債		
長期借入金	56,800	56,800
退職給付引当金	36,555	33,540
役員退職慰労引当金	17,939	15,130
再評価に係る繰延税金負債	109,787	109,787
その他	8,283	19,348
固定負債合計	229,365	234,606
負債合計	1,005,835	1,029,010

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3 四半期会計期間 (平成25年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,370,792	1,440,776
資本剰余金	126,361	196,345
利益剰余金	721,350	768,387
自己株式	889	899
株主資本合計	774,913	867,833
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,798	12,583
土地再評価差額金	89,339	89,339
評価・換算差額等合計	77,540	76,755
新株予約権	-	2,113
純資産合計	697,372	793,191
負債純資産合計	1,703,207	1,822,202

(2)【四半期損益計算書】
 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	1,034,193	918,475
売上原価	565,631	526,635
売上総利益	468,562	391,840
販売費及び一般管理費	458,296	418,439
営業利益又は営業損失()	10,265	26,599
営業外収益		
受取配当金	725	887
受取賃貸料	3,652	8,607
その他	1,864	1,645
営業外収益合計	6,242	11,140
営業外費用		
支払利息	15,879	14,862
為替差損	644	175
株式交付費	-	9,433
その他	871	363
営業外費用合計	17,395	24,834
経常損失()	887	40,293
特別損失		
投資有価証券評価損	4,371	-
役員退職功労金	1,500	3,115
特別退職金	1,936	-
特別損失合計	7,807	3,115
税引前四半期純損失()	8,694	43,408
法人税、住民税及び事業税	3,629	3,629
法人税等合計	3,629	3,629
四半期純損失()	12,323	47,037

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	
(会計方針の変更)	
<p>技術部門で発生する人件費及び経費については、従来、製造費用として仕掛品、製品及び売上原価に配賦しておりましたが、第1四半期会計期間より、製造費用と認められるものを除き、販売費及び一般管理費として計上する方法に変更いたしました。この変更は、事業構造改善計画の策定を契機として技術部門の活動実態を見直した結果、組立や請負加工等の製造活動から、受発注の管理や新製品開発へとその内容が徐々に移行してきているため、期間費用と捉えて販売費及び一般管理費として処理する方法が、会社の活動の実態をより適正に表示することになると判断したことにより行ったものであります。</p> <p>当該会計方針の変更は遡及適用され、前第3四半期累計期間及び前事業年度については遡及適用後の四半期財務諸表及び財務諸表となっております。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ17,928千円増加しております。また、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前事業年度の期首の利益剰余金残高は72,976千円減少しております。</p>	

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	4,674千円	5,681千円
支払手形	25,955	21,548

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	21,498千円	19,413千円

(株主資本等関係)

株主資本の著しい変動

当社は、平成25年11月8日付で、フィンテック投資事業有限責任組合第18号及び若山健彦氏から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ69,984千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が1,440,776千円、資本剰余金が196,345千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	デバイス関連	タッチパネル 関連	合計	調整額 (注) 1	四半期損益計 算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	483,602	550,591	1,034,193		1,034,193
セグメント間の内部売上高又 は振替高					
計	483,602	550,591	1,034,193		1,034,193
セグメント利益	120,758	64,915	185,674	175,408	10,265

(注) 1. セグメント利益の調整額 175,408千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	デバイス関連	タッチパネル 関連	合計	調整額 (注) 1	四半期損益計 算書計上額 (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	368,728	549,747	918,475		918,475
セグメント間の内部売上高又 は振替高					
計	368,728	549,747	918,475		918,475
セグメント利益又は損失()	68,813	49,705	118,518	145,118	26,599

(注) 1. セグメント利益の調整額 145,118千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期会計期間より、費用計上区分の変更をしたことに伴い事業セグメントの費用計上区分も変更しております。

なお、前第3四半期累計期間のセグメント情報については、変更後の利益の算定方法により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	0円74銭	2円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	12,323	47,037
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	12,323	47,037
普通株式の期中平均株式数(株)	16,554,921	18,430,572
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計期間末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当第3四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
3. 第1四半期会計期間より、費用計上区分の変更を行っているため、前第3四半期累計期間の1株当たり四半期純利益金額は、当該会計方針の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月10日

ミナトエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笹本 憲一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村田 征仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第58期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間より技術部門で発生する人件費及び経費について、製造費用と認められるものを除き、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。